

令和3年8月27日
大和郡山市教育委員会

市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策について

令和3年8月20日に奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、奈良県緊急対処措置の期間延期（9月12日まで）と内容強化が決定されたこと等を踏まえ、8月23日付けで本市の「新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に関するガイドライン」の内容を改訂いたしました。

つきましては、本市教育委員会として、夏季休業終了後の教育活動について、現時点において、次のように対応することといたしました。強い緊張感を持って、感染防止対策の強化・徹底に取り組んでまいります。

○ 感染拡大防止について

【学校が行うこと】

- ・感染拡大防止を徹底し、8月25日（水）から8月27日（金）までは半日授業とし、8月30日（月）からは全日授業を行い給食を開始します。
- ・新型コロナウイルス感染症に関わる欠席や学校が臨時休業の際は、当該児童生徒は、出席停止扱いとするとともに、自宅においても学習が継続できるようオンライン学習等を実施します。
- ・マスクの着用、手洗い・消毒、常時換気、三密回避等の感染防止対策の徹底を図ります。
- ・給食の準備の際は、手洗いをを行い、マスクを着用して行います。また食べる際は、同一方向で着席し黙食を徹底します。

【家庭が行うこと】

- ・感染防止の徹底を図るため、引き続き各家庭において毎朝の検温や風邪症状の有無等の確認を行い、その結果を登校前に「健康観察カード」により担任や部活動顧問に報告し、発熱等の風邪症状が見られる場合は登校を控えます。
- ・同居家族が濃厚接触者となったり、発熱等の体調不良で感染が疑われたりする場合も登校を控えます。

○ 部活動について

- ・当面の間、練習試合や合同練習、集会、合宿・遠征等は不可とします。ただし、公式大会・発表会等への出場は可能とします。

○ 学校行事について

- ・修学旅行等、集団での移動・宿泊を伴う旅行的行事については、可能な限り感染防止策を講じることが前提に、訪問地の状況把握や日程、交通手段及び宿泊施設等の検討を行い、適切に判断し、保護者の理解を得た上で実施の可否を検討します。
- ・運動会・体育大会、文化祭等の行事については、可能な限りの感染防止策を行った上で、実施を可能とします。ただし、関係者（生徒、卒業生、保護者等を含む。）の参加を認める場合は、予め名簿等を作成するなど追跡調査ができるように準備します。